

第3章 地域福祉活動の展開

1 地域における福祉活動

地域福祉を推進するには、住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、互いに支えあい、助け合う仕組みづくりが大切であり、地域ぐるみの住民参加による様々な福祉活動を進めていく必要があります。

かつて「向こう三軒両隣」と近隣関係を指して言われた時代においては、地域の協力により多様な生活課題（困りごと）が解決されてきましたが、社会環境や家族形態の変化等により、人間関係や家族関係も変化してきています。

このことから、住民の身近な地域で活動する校区社協では、各地域での問題や困りごとを把握し、その解決に向けた取り組みが求められています。

また、市社協としては、職員が積極的に地域に出向き、校区社協へ効果的な福祉情報の提供を行うことで、福祉活動の活性化を図っていく必要があります。

（１）校区社協の充実

高岡市内には、すべての小学校区単位に 27 の校区社協が結成されており、「ふれあい・いきいきサロン活動事業」や「地域総合福祉活動推進事業（ケアネット活動）」をはじめ、校区の特色を生かした各種事業に取り組んでいます。

しかし、住民座談会のアンケートでは、「社協」の名前は知っているが、何をしているのか分からないという意見がありました。特に、「市社協」と「校区社協」の区別が分からないようでした。

社協の活動は、特定の関係者だけで進められているわけではありません。地域住民、関係機関等の協力・参加があってこそ成り立つものです。このことから、校区社協が住民参加型の地域福祉活動の中心となり、助け合いの輪を広げていくことが求められています。

【現 状】

① 各校区における高齢化率は、旧市内中心部および石堤、福岡の山間部、ならびに海岸部の伏木地区において 30%を超えており、見守りの対象者も増加している。

それとともに、地域福祉に携わる人々の減少や高齢化が顕在化してきている。

② 校区社協では福祉活動員の委嘱を行っているが、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員等の地域福祉に関わる組織との連携が、一層求められるようになっている。



【課 題】

- ① 住民のより身近な地域で福祉活動を推進するために、校区社協の事務局機能の活性化を図る必要がある。
- ② 地域の福祉の担い手として、校区社協ならびに福祉活動員、自治会役員、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員らによる相互の連携強化を図る必要がある。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 校区社協の広報誌から地域の情報を積極的に収集し、校区社協の活動内容を把握し、校区社協の活動に協力することに努めます。

地域の取り組み

- ① 自治会、民生委員・児童委員、福祉活動員、高齢福祉推進員等との話し合いの場を設け、連携を密にし、地域の情報を共有します。

市社協の取り組み

- ① 校区社協の活性化のために市社協職員が積極的に地域に出向き、福祉情報の効果的提供を行い、連携体制の強化に努めます。
- ② 市社協は校区社協と共同で福祉活動員の研修会を充実させるとともに、活動状況を情報発信し、校区社協の役割を周知していきます。

(2) 住民参加による見守り・援助体制の強化

地域には、健康や生活に不安のある人、介護・子育てに悩んでいる人、孤独を感じている人をはじめ、様々な福祉課題を抱えて生活している世帯があります。こうした世帯に対し、地域の人ができる見守りや話し相手等の支援活動を通して、住民の支えあいをつくとともに、医療・保健・福祉等生活を支援する関係者ともネットワークを築くことで、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めます。併せて、地域福祉に関わる人々や団体が情報を共有することにより、効率的で効果的な福祉サービスの提供が可能となり、それが見守り・援助体制の強化につながります。

1)「ふれあい・いきいきサロン」の推進

ふれあい・いきいきサロンは、各地の公民館や集会所等、身近な場所を利用し、高齢者や福祉活動員、地域住民とともに集まって過ごす「憩いの場」です。サロンは、お茶を飲みながらのおしゃべりやレクリエーション活動等を通じ、地域の新たな人間関係づくりや生きがいがづくり、情報交換の場となっています。

また、サロンで話す何気ない会話の中から、参加者が普段の暮らしの中で感じている困りごとや気がかりなことの把握、そして、ケアネット活動におけるニーズ把握の場としても機能しているとともに、地域の見守りや助け合いの意識づくりにもつながっています。

【ふれあい・いきいきサロン実施数の推移】

年度	実施校区社協	実施サロン数	実施回数	参加延べ人数
平成 17 年度	22 校区	148 箇所	1,063 回	23,796 人
平成 18 年度	23 校区	167 箇所	1,265 回	24,164 人
平成 19 年度	24 校区	176 箇所	1,377 回	30,248 人
平成 20 年度	25 校区	179 箇所	1,417 回	26,578 人
平成 21 年度	24 校区	184 箇所	1,391 回	30,838 人

【現 状】

- ① 実施サロン数も参加延べ人数も、年々増加している。また、未実施校区においても、高齢者が集い、地域の中の人間関係づくりや生きがいがづくりを目的とした活動を行っている。
- ② サロンに参加してもらうことで、参加者の元気な様子や困りごとを把握したり、欠席者についても、サロンへのお誘いで対象者宅を訪問する際、体調や様子を把握する等、地域での見守りの役目を果たしている。



【課 題】

- ① 男性のサロン参加者が少ないため、男性へのサロンの誘い出しの工夫が必要である。
- ② サロン運営者の高齢化に伴い、運営者の交代をお願いしたくても、交代をしてくれる後継者がいない。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 自宅に閉じこもりがちな高齢の友人・知人をサロンに誘います。
- ② サロンの世話役だけでなく、参加者も積極的に関わって、地域で気軽に集う憩いの場としてサロンを発展させていきます。

地域の取り組み

- ① 地域において情報を共有することが、効率的で効果的な福祉サービスを提供することを可能にすることから、サロンを地域福祉推進のための情報収集の場としても積極的に活用していきます。

市社協の取り組み

- ① ふれあい・いきいきサロンの実践活動を発表してもらう機会や、サロンの運営者同士で交流できる機会を設け、他のサロン活動における工夫やノウハウを学ぶことのできる場づくりを行います。
- ② 担当職員が各地域で行われているサロンに出向き、実態を把握した上で、現在活動中のサロンやこれから開設するサロンに対し、準備や運営方法のアドバイス、その他必要な支援を行います。

2)「地域総合福祉推進事業（ケアネット活動）」の推進

市内各校区で、一人暮らし高齢者をはじめ、援護を必要とする人を対象に、地域の人ができる見守りや話し相手等の支援活動を通して、地域住民による支えあいの体制づくりを行います。医療、保健、福祉等の関係者や対象世帯宅に定期的に訪れる機会のある新聞や郵便の配達員等、住民の生活を支援する関係者とネットワークを築くことで、誰もが安心して生活できる福祉コミュニティづくりを図るものです。

【ケアネット活動実施数の推移】

年 度	実 施 校 区 社 協 数	チー ム 数	チー ム 参 加 人 数	対 象 人 数	ケアネット活動延回数				
					見 守 り 声 掛 け	話 し 相 手	ゴ ミ 出 し	そ の 他	計
平成 19 年度	27	102	311	154	942	365	102	105	1,514
平成 20 年度	27	152	452	152	6,413	2,412	1,287	685	10,797
平成 21 年度	27	160	470	160	9,696	3,482	1,181	1,989	16,348

【現 状】

- ① 人間関係の希薄化により、周りに助けを求めない人や助けを求められない人が多くなった一方で、話し相手が欲しいという要望や急病になった時の援助等、ニーズが多様化している。
- ② 家族がいても支援が期待できず、孤立している高齢者がいる。
- ③ 要援護者を支援したいと思っても、手助けとお節介の境目が解らない。



【課 題】

- ① 一人暮らし高齢者をはじめとする要援護者ならびに、広く地域住民にもケアネット活動への理解を深める必要がある。
- ② 日常の声かけや見守り支援を行うのに、対象者の状況を地域で共有する必要があるが、プライバシー情報や個人情報の保護と地域での情報共有が両立できない。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① ひとり暮らし高齢者や障害者、子育てに不安を持つ世帯等、近隣で気がかりな世帯があれば、地域の民生委員・児童委員や福祉活動員等に相談します。

地域の取り組み

- ① 町内の回覧板を届ける時に身近な話題から相手に溶け込んでいき、福祉ニーズの把握やケアネット活動の必要な人の発見につなげます。
- ② 地域の福祉団体は、ケアネット対象者の権利・利益を侵害することのないよう個人情報の取り扱いを適正に行います。

市社協の取り組み

- ① 市社協に配置されているケアネット活動コーディネーター（社会福祉士）は、見守りや声かけ等の地域の活動と関係機関や専門職との連携による支えあい活動（ケアネット活動）の周知に努めます。
- ② 個人情報保護法を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、福祉活動に上手に活用することに努めます。
- ③ ケアネット活動を通して明らかになった地域課題について、関係機関と協働して、課題解決に向けて行動します。

3) 災害時要援護者名簿登録への啓発と充実

一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者等が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすためには、支援が必要な人への対応が迅速に行われるよう、災害時要援護者に関する情報の共有を図り、効果的に活動ができるよう、「災害時要援護者名簿」への登録を啓発し、名簿を充実させていくことが必要です。

【現 状】

- ① 地域の声かけにより、本人が希望した場合「申出カード」をもとに「災害時の要援護者名簿」を高岡市が作成している。情報の入力、市社協が行っているが、「申出カード」の記入が不十分で、具体的な支援の方法が把握しにくい場合がある。



【課 題】

- ① 個人情報の保護の意識が高まる中で災害時に支援を必要とする方の正確な情報が得にくく、必要な支援ができにくくなっている。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 日ごろから近所の高齢者や障害者等の要援護者の把握に努めます。

地域の取り組み

- ① 災害時に援護を受ける人のみならず、住民みんなに災害時要援護者申出カードを周知することに取り組みます。
- ② 自治会、町内会や民生委員・児童委員および校区社協等が協力して、災害時要援護者名簿の整備に取り組みます。

市社協の取り組み

- ① 校区社協と連携して、災害時要援護者の把握、登録、年1回の名簿の更新等を行い、災害時要援護者名簿の充実を図ります。



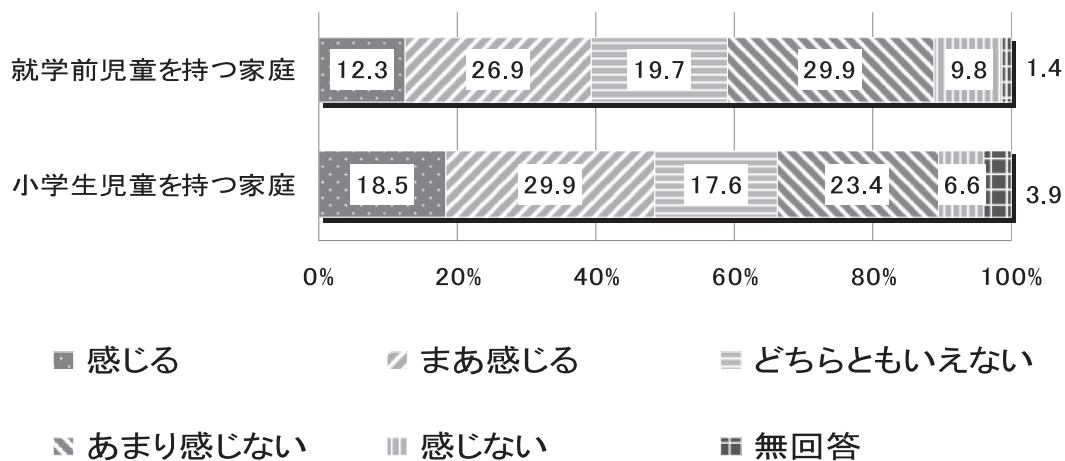
(3) 子育て支援の推進

核家族化や近隣との人間関係の希薄化が進行する中、育児に悩んだり、不安を持つ親が増加する傾向があります。子育てを社会全体で支えるためには、子育て家庭を取り巻く地域における支援が重要な意味を持ってきます。

地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の人が交流し、子育て家庭が悩みや不安なことを相談したり、子どもの成長を話すことができる機会づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員、住民による自主的な子育て支援グループ等の活動への支援を促進する必要があります。

また、地域の人々との交流を通じて子どもたちが様々なことを経験し、成長できるような環境をつくっていくことも必要です。

【子育てが地域の人に支えられていると感じること】



資料【高岡市次世代育成支援に関するニーズ調査 平成 21 年 6 月】

【現 状】

- ① 地域によっては、放課後児童育成クラブでの登録を希望しても、定員の関係で要件が厳しくなっている。
- ② 自分の住む地域の中で、子育て支援機関がどのような活動をしているのか情報の提供を求める声がある。
- ③ 親が働いていて、家に帰ってくるまでの間、児童を見守る人がいない家庭では、児童のみで過ごす家庭もあり、児童の健全育成や安全を守るためにも近隣住民の見守りが必要となっている。
- ④ 登下校の見守り隊に協力者が少ない。



【課 題】

- ① 放課後児童育成クラブの利用を希望する声の多さを踏まえて、対象児童の要件緩和といった住民ニーズへの対応が求められている。
- ② 地域の活動を親や住民がしっかりと把握できるように、子育て中の親と子育て支援活動団体等との連携体制の強化を図る必要がある。
- ③ 問題を抱えている子育て家庭に、近隣住民としてどこまで介入していけるか分からないという声がある。
- ④ 子育て中の親への支援体制づくりを充実していく必要がある。
- ⑤ 子育て支援関係団体やその活動内容のより一層の周知を図り、親が自分の住む地域の中で、子育て支援機関では、どのような活動をしているのか把握しやすい環境づくりが必要である。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 自分の空いている時間を利用して学校安全パトロール隊として協力するような、地域全体で子育て家庭を支える活動に参加することに努めます。

地域の取り組み

- ① 放課後児童育成クラブの子育てシニアサポーターに地域の人材を活用していきます。
- ② 日ごろから近隣の住民同士でコミュニケーションを図り、地域全体で子育て家庭を見守る体制を推進します。

市社協の取り組み

- ① 放課後児童育成クラブの運営については、円滑な運営に向けて指導員の確保・充実に努めます。
- ② 学校安全パトロール隊と子育て家族の相互理解を深める場を設けるための支援に努めます。
- ③ 子育て家庭を支援する目的で活動している放課後児童育成クラブやNPO法人、ファミリーサポートセンター等の情報を子育て家庭へ提供するとともに、各関係機関の行う子育て支援活動への参加を働きかけていきます。
- ④ 問題を抱えている子育て家庭には、児童相談所と連携しながら情報提供に努めます。
- ⑤ 子育て中の親が日ごろ感じている悩みや不安等の相談に対応できるように、子育て支援センターとの連携を図ります。

（４）各種団体・機関・施設等との連携

地域福祉の推進を図り、住みよいまちづくりを実現するには、行政、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、女性団体、ボランティア、福祉施設等様々な組織、団体、個人が連携して地域福祉活動に参加できる環境をつくる必要があります。

【現 状】

- ① 各種団体は団体ごとの会合等を行っているが、他分野の団体を交えた話し合いの場を持つ機会が少ない。
- ② 各種団体・機関が他分野の団体・機関と連携して地域福祉活動を推進したいと思っても、どのようにして連携をとればよいのか手段が分からない。



【課 題】

- ① 地域の中に様々な解決手段を持った団体・機関がありながら、お互いの役割や活動内容が十分に把握できていない。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 自分の住むまちの組織や団体・機関に関心を持ち、話し合いや交流の場があれば、活動内容等の把握に向け、積極的に参加することに努めます。

地域の取り組み

- ① 地域の中のお互いの団体・機関がどのような活動をしているのかを把握し、住みよいまちづくりに向け、協力しあえることがないか、話し合いの場を企画することを努めます。

市社協の取り組み

- ① 地域の団体・組織がお互いの役割や活動内容を把握し、連携を深める話し合いの場が持てるよう協力していきます。
- ② 地域の社会資源を有効に結びつけるため、各種ボランティア団体等の活動内容を把握し、課題の解決に向けて、地域住民や団体・組織が連携しやすいようにコーディネートしていきます。

2 在宅生活の自立を支える活動

一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な取り組みが必要になります。

今後は、相談・援助活動の強化を図り、適切な福祉サービスの利用を促進していくことが必要です。また、援助を必要とする人の抱えている問題解決のためには、多岐にわたる分野の専門機関が携わる必要がある場合も多く、地域住民の理解や、ボランティア、福祉関係機関、NPO法人等の連携による支援が必要です。

(1) 生活支援活動の推進

1) 福祉サービス利用援助事業の推進（日常生活自立支援事業）

福祉サービスを利用するためには、利用者が自分で選択し、サービスの提供者と契約を結んで利用する仕組みになっています。

一方、高齢者や障害者一人で生活していくには、不安のある人が増えています。

このため、日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用の相談や、生活に欠かせないお金の出し入れ、定期訪問・金銭管理サービスおよび預金通帳や印鑑等を金融機関の貸金庫で保管する「財産保全サービス」を行っています。

<高岡地区（高岡市、氷見市、射水市）地域福祉権利擁護センターの業務件数の推移>

【① 相談受付者数】

（単位：人）

年 度	日常生活自立支援事業に関する相談				その他の 事業に関 する相談	合 計
	認知症 高齢者	知 的 障害者	精 神 障害者	その他		
平成 19 年度	454	200	352	266	0	1,272
平成 20 年度	610	351	374	184	0	1,519
平成 21 年度	753	399	428	248	2	1,830

【② 契約状況】

（単位：人）

年 度	新規契約者数	継続者数	解約者数	実利用者数
平成 19 年度	13	36	19	30
平成 20 年度	14	30	7	37
平成 21 年度	9	37	6	40

【現 状】

- ① 認知症高齢者と、障害者の家族や障害者相談支援センターからの相談受付け数が大きく増加し、日常生活自立支援事業の利用者数が増加している。
- ② 障害者の家族や障害者相談支援センターは、日常的な金銭管理や法律問題・財産管理・生活全般に対する不安を持ち、成年後見制度が使いやすくなることを希望している。



【課 題】

- ① 判断能力の低下に伴い、本事業の対象から成年後見制度への移行が必要であったり、相談当初より成年後見制度の利用が望ましい人が増えている。
- ② 認知症高齢者・親亡き後の知的障害者等への対応については、支援のネットワーク化がより円滑になされるよう、関係機関と本事業が連携する必要がある。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 近隣住民の異変に気づいたら直ちに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の各種相談機関につながります。

地域の取り組み

- ① 地域住民が障害を学び、民生委員・児童委員、本事業をはじめとする各種相談機関と連携を図ります。本事業は、住民同士の支えあいを進めるケアネット活動やふれあい・いきいきサロンといった地域のネットワークの活用を推進します。

市社協の取り組み

- ① 日常生活自立支援事業の周知を行うとともに、利用者の生活実態に合った利用の促進を図ります。
- ② 親亡き後の知的・精神障害者等への支援として、日常生活自立支援事業で地域生活をサポートするとともに、成年後見制度についての広報・啓発に取り組みます。

2) 貸付事業の推進

生活福祉資金や高岡市民生たすけあい基金の貸付事業は、低所得者、障害者世帯(身体・知的・精神)、および高齢者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行います。

また、民生委員・児童委員を通じて必要な援助・指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長ならびに在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。

近年の派遣切りや相次ぐ企業の倒産といった厳しい経済・雇用情勢において、離職者や求職活動中の人たちに対して効果的な支援を実施できるよう、貸付要件の緩和等の制度改正が行われ、平成 21 年 10 月より総合支援資金、臨時特例つなぎ資金の貸付が開始されました。

【生活福祉資金の借入相談や貸付件数の推移】

年 度	借入相談件数	貸付件数
平成 19 年度	81 件	7 件
平成 20 年度	85 件	8 件
平成 21 年度	1,905 件	105 件

※平成 21 年 10 月の制度改正により、平成 21 年度の相談・貸付件数が大幅増。

【現 状】

- ① 求職活動中の人のうち、年金受給資格を満たしていないため、65 歳以上になっても年金受給を受けることができない 60 歳から 64 歳までの人から総合支援資金の借入相談が増えている。
- ② 総合支援資金の借入申込者は、中高年層が多く、最長 1 年間の借入期間を終えてもなお、就職が決まらないケースが増えている。

【課 題】



- ① 資金の貸付だけでなく、利用者の自立を支援するためには、生活・就労・債務整理等の多岐の分野にわたる総合的な支援が必要となる。そのため、民生委員・児童委員、福祉および雇用部門の行政、関係機関等が互いの制度や情報を共有できる連携体制の充実が求められる。
- ② 近年の厳しい雇用情勢により、総合支援資金を借入中の中高年者は、就職活動を行うものの、年齢的に断られることが多く、借入期間が長期にわたる。
- ③ 単身で、なおかつ近くに頼ることのできる人がおらず、他者との関わりも薄いいため、貸付をはじめとする生活困窮者を支援する制度等の情報を得る機会が乏しい。
また、周囲にも生活に困窮している世帯状況が伝わりにくいため、早期に支援の手が差し伸べられない。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を確認しておき、普段から相談できる関係を築くように努めます。

地域の取り組み

- ① 民生委員・児童委員や福祉活動員等と連携し、生活困窮者の支援を行う機関等の情報提供に努めます。

市社協の取り組み

- ① 民生委員・児童委員や福祉および雇用部門の行政、関係機関等と連携し、貸付相談時から償還完了に至るまで情報交換を十分に行うことで、借受世帯へのより適切な支援活動を行います。
- ② 貸付の対象外になった世帯についても、他制度につないでいけるよう各種関係機関と話し合いの場を設け、互いの制度や役割について理解を深める機会を持ちます。
- ③ 民生委員・児童委員や関係機関と連携して、生活困窮者等の発見や貸付事業の周知を図り、早期段階での相談・支援に努めます。

（２）相談機能の強化

市社協では、相談できずに不安を抱えたまま暮らしている人を見過ごすことなく、身近な場所で気軽に相談できるように市内４カ所（ふれあい福祉センター、伏木福祉会館、戸出福祉会館、福岡健康福祉センター）において一般相談事業を実施しています。また、ふれあい福祉センターでは、法律相談等の専門相談を開設しています。

【相談件数の推移】（市内全域）

年 度	相談件数	相談内容	
		一般	専門
平成 19 年度	116 件	86 件	30 件
平成 20 年度	119 件	68 件	51 件
平成 21 年度	137 件	102 件	35 件



【現 状】

- ① 相談内容から、心配ごとや困りごとの原因を突き止め、各種福祉サービスにつなげることによって解決できないかアドバイスをしている。また、解決の糸口が引き出せない場合は、専門相談機関に紹介している。
- ② 住民がいざ相談をするとなると、どこが窓口なのか、どこへ電話をかければいいのか分からないという状況も多く見受けられる。



【課 題】

- ① 悩み事を相談員に打ち明けることにより、相談者の気持ちが晴れるという初期の相談効果とともに、悩み事の内容が整理され、明確になる効果もある。しかし、様々な問題が複雑に絡んでいるような場合は、一つの相談窓口だけでは解決が難しいことも多い。
- ② 住民が困りごとについて、どこに相談すれば対応してもらえるのか分からないという声がある。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 行政や社協の広報誌等で、どこにどのような相談窓口があるか日ごろから把握しておくように努めます。

地域の取り組み

- ① 地域のどこにどのような相談窓口があるのかを把握し、困りごとがあれば、相談窓口につなげることができるよう日ごろから連携をとっておくように努めます。

市社協の取り組み

- ① 一般相談を主としているが、行政、児童相談所、障害者相談支援センター、地域包括支援センター等多分野にわたる相談機関との連携を強化します。また、様々な相談に対応できるよう相談員の相談援助技術の向上を図ります。
- ② 住民がどこに相談すればよいのか分からない状況に陥ることのないよう、相談窓口の周知を継続して行っていきます。

（３）障害者団体等の支援

障害者団体や福祉団体の活動を支援するため、市社協が管理する施設の貸し出しをしています。また、福祉バスの運行や車椅子の貸し出し、おもちゃの図書館の設置運営を行っています。

【現 状】

- ① 障害者の家族からは、地域の障害に対する理解やどんなことでも話せる地域づくりが必要といった声がある。
- ② 障害者団体からは、今まで支援してきていた障害者の親亡き後の暮らしについて、見守ってくれる組織や団体を求める声がある。



【課 題】

- ① 障害者団体やNPO法人等では、地域の活動に出てこない世帯の障害者やその家族の状況がつかめず、相談にのったり、支援が必要な時に直ちに、適切なサービスを提供したり、案内することができない場合がある。
- ② 障害者の支援をしていた親や兄弟等の支援者が亡くなって初めて、地域に世帯の状況が伝わることもあるため、支援者が元気な時から、障害者団体やNPO法人等の活動を広め、相談相手や地域との関係づくりができる環境が求められている。



【今後の取り組み】

住民一人ひとりの取り組み

- ① 各種団体のホームページから活動内容を把握したり、団体が開催しているイベントに参加したりして、支援するように努めます。

地域の取り組み

- ① 障害について理解するとともに、障害者支援組織の情報を地域で共有することで、障害者団体との交流を推進します。

市社協の取り組み

- ① 障害者団体やNPO法人が地域との連携が図れるよう、団体の活動や事業内容の周知に努めます。
- ② 障害者団体が運営・協力する社会福祉法人やNPO法人による授産製品や清掃等のサービス業務等の周知に努めていきます。